

内閣参質一七四第四九号

平成二十二年四月二日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長 江田五月殿

参議院議員脇雅史君提出八ツ場ダムの建設に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員脇雅史君提出八ッ場ダムの建設に関する質問に対する答弁書

一級河川利根川水系吾妻川における八ッ場ダムについては、河川法の一部を改正する法律（平成九年法律第六十九号）附則第二条第二項により利根川水系に係る河川整備計画とみなされている「利根川水系工事実施基本計画」の一部、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条に基づく「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」及び水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）第四条に基づく「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」に基づき、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第一項により一級河川の管理を行うこととされている国土交通大臣が事業を進めているところである。これらの計画は、八ッ場ダムに関する個々の工事の実施時期を具体的に定めているものではなく、平成二十一年度に予定していた本体工事の入札・契約手続を年度の途中において取りやめるに当たって、これらの法律によるものを含め、法令に基づく手続を直ちに取らなければならないものではない。

